

○田川地区清掃施設組合個人情報保護法施行条例

令和5年2月24日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第3条 実施機関（組合長、公平委員会及び監査委員をいう。以下同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、法第74条第1項各号に掲げる事項を組合長に通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 実施機関は、前項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたときは、遅滞なく、組合長にその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、法第69条第2項の規定により、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供するときは、あらかじめ、組合長にその旨を通知しなければならない。

4 組合長は、前項の規定による通知があったときは、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第4条 実施機関は、法第75条第2項の規定にかかわらず、法第74条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、法第75条第4項の規定により読み替えられた同条第1項の規定により公表する個人情報ファイル簿とともに公表しなければならない。

2 法第75条第3項の規定は、前項の規定により作成し、公表する個人情報ファイル簿について準用する。

(費用負担)

第5条 法第89条第2項の規定により条例で定める手数料は、無料とする。ただし、法第

87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(施行の状況の公表)

第8条 組合長は、法第165条の規定により個人情報保護委員会に報告した事項及びこの条例の施行の状況について、毎年度公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に係る部分に限る。）の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 田川地区清掃施設組合個人情報保護条例(令和元年条例第1号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第35条第2項の規定による職務上又はその処理業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報に係る業務の処理に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第14条から第18条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用中止並びに特定個人情報の利用中止については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された情報であって、一定の事務目的達成のために電子計算機を用いて特定の旧個人情報を検索できるよう体系的に構成したものの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号の規定による情報に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(田川地区清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 田川地区清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例(令和元年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び個人情報保護制度」を削り、「図る」を「図り、個人情報の保護に関す

る法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び田川地区清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号。以下「議会個人情報保護条例」という。）に係る審査請求について審査し、並びに田川地区清掃施設組合議会における個人情報の適正な取扱いを確保する」に改める。

第2条第1号中「及び田川地区清掃施設組合個人情報保護条例（令和元年条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）第31条第3項」を削り、「により、審査請求について、」を「による」に改め、「及び個人情報保護条例第2条第1号」を削り、「以下」の次に「第5号において」を、「同じ。）」の次に「から」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による実施機関（田川地区清掃施設組合個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）第3条第1項に規定する実施機関をいう。）からの諮問に応じて審査し、及び答申すること。

第2条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、「及び個人情報保護制度」を削り、同号を同条第5号とし、同号の前に次の2号を加える

(3) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による議長からの諮問に応じて審査し、及び答申すること。

(4) 議会個人情報保護条例第50条の規定による議長からの諮問に対し、意見を述べること。

第6条中「関係実施機関」の次に「（同条第1項に規定する実施機関又は同条第2項に規定する実施機関をいう。）」を、「職員」の次に「、議会の事務局の職員」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。